

学校感染症に罹患した場合の対応について

下記の感染症は、学校保健安全法の規定により、「学校感染症」に指定されています。病院を受診し、「学校感染症」と診断を受けたら、その旨を学校までご連絡ください。

登校再開後、担任または保健室より「学校感染症罹患報告書」をお渡しします。(学校ホームページからもダウンロード可能です。) 保護者の方は、必要事項をご記入いただき、罹患したことを証明できる書類の写しを添付し、お子様を通じて担任まで提出してください。



[学校感染症罹患報告書](#)

(クリックしてもダウンロードできない場合は、HP からダウンロードしてください)

◎学校感染症◎

種類	病名	出席停止期間の基準 <small>(※ただし、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。)</small>
第2種	インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	手足口病	
	伝染性紅斑	
	その他の感染症	

※その他の感染症はウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ヘルパンギーナ等をいいます。